

平成 27 年(2015 年)7月 21 日

学校職員に対する懲戒処分について

平成 27 年 7 月 21 日付けで、次のとおり、学校職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	小学校 教諭 30 歳代 男性
	処分内容	戒告
	事案概要	<ul style="list-style-type: none">法定速度違反 平成 27 年 4 月 11 日(土)、石狩郡当別町^{わらびたい}蕨 岱 2676 番地付近道路を法定速度 60 キロメートル毎時 (以下「キロ」と表記) のところ 42 キロ超過の 102 キロで走行したとして、同日午前 11 時 11 分頃、警察官に検挙された。
2	被処分者	中学校 教諭 清水 ^{けんじ} 顕史 44 歳 男性
	処分内容	免職
	事案概要	<ul style="list-style-type: none">わいせつ行為 平成 27 年 5 月 10 日 (日)、江別市内に駐車中の自動車内において、被害者が 18 歳に満たないことを知りながらわいせつな行為を行い、6 月 10 日 (水) に北海道青少年健全育成条例違反の疑いで札幌厚別署に逮捕され、6 月 19 日 (金) に略式起訴の後、40 万円の罰金刑を受けた。